

令和6年9月1日現在

茨城県立並木中等教育学校長 柴崎 孝浩

並木中等における不祥事根絶に向けた取組みの徹底について

教職員による不祥事は、当該個人の処分のみにとどまらず、その軽率な行動によって、教職員と児童生徒、また保護者と学校との間で構築された信頼関係を一瞬で失墜させ、職全体にとって極めて不名誉となります。一度失われた信頼の回復は容易ではないことから、本県教育関係者が一丸となり、繰り返し不祥事防止に取り組んできたところですが、未だ根絶に至らない現状は大変遺憾です。

そこで、本校では、子どもたちが安心して学べる学校であるために、そして自らの職責を全うするために、教職員一人ひとりが改めて「自分も不祥事を起こし得る」という意識と、「自分の職場から不祥事を起こさせない」という決意をもち、下記の不祥事ゼロに向けた取組みを徹底してまいります。

記

1 生徒に対する「わいせつな行為」防止

- ・原則として生徒と教室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。指導上やむを得ない場合は、あらかじめ指導に当たる職員が他職員に対し、生徒への指導をしていること（場所、時間等）を周知して行い、事後報告をする。
- ・教室等の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
- ・私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- ・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく管理職等に報告する。

2 飲酒運転の防止

（1）酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。

※ 飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

- ・ 翌日の予定を確認し、朝から自家用車で移動予定者には飲酒をさせない。

（２）酒席に際して

- ・ 開会に先立ち、幹事、管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・ 酒席終了時には幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・ やむを得ず、運転代行で帰宅する者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 個人情報漏洩の防止

- ・ 個人情報を含むものは原則持ち出し禁止とし、やむを得ず持ち帰るときは管理職に了解をもらい、個人情報帯出確認表へ記載する。持ち出す場合には、店舗等に寄らず、帰宅する。
- ・ USB メモリは原則使用しない。教育情報ネットワークの個人ドライブに保存して持ち出す場合にも、管理職の了解をもらい、個人情報帯出確認表へ記載する。
- ・ 複数人にメールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認をする。
- ・ 個人情報の紛失防止のため、職員は常に机上等の整理整頓に努める。

4 校内外の相談・連絡体制

- ・ 教職員や生徒が常に相談しやすい体制を整える。
- ・ 校外の相談窓口を案内する。茨城県 HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」
- ・ 生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。

5 コンプライアンス意識の維持・向上

- ・ 「One IBARAKI」等を活用した研修の月 1 回以上の実施と「不祥事防止のためのチェックリスト」の年 1 回の自己点検等の実施により、教職員が自分事として真剣に考え、見直す機会を設定することでコンプライアンス意識の向上に努める。